# 当地域の地域包括ケアシステム「とよひら・りんく」 における身寄りがいない人に関する対応の検討

五十嵐 知文 ●札幌市豊平区西岡・福住地区 在宅医療連携拠点事業 推進協議会(とよひら・りんく) 会長



合同会議の様子

# 要旨

身寄りのいない人に関する現状の把握を行った。当会 独自に作成した「身元保証人」「意思表示」についてのA ~Dのカテゴリーについて調査を行った。身寄りがいない 場合、日用品・意思決定・医療同意・金銭管理・死後対 応等の課題が生じることが想定された。調査の結果、当 地域では約2%の方が身元保証に関する課題があるという 結果となった。

地域での対策として、弁護士よる「身元保証人の役割と その機能について~法律的立場から | と題してオンライン で講演、当地域で対応した事例についての症例報告、支 援が可視化できるように対応マニュアルとして「対応シー ト|を作成、地域住民向けとして、既存の冊子「自分らしく 生きるために | の一部修正、冊子 [ 今から考えよう | の作成 を行った。

具体的な対応策、解決策を地域の関係職種で共有し、 対応マニュアルの修正を行うとともに、継続的に症例報 告等を実施し、活動を継続していきたい。

とよひら・りんく http://www.toyohiralink.jp

## 1. 背景と目的

我が国では、少子高齢化が進展する中、 認知症等により判断能力が不十分な人が増加 するとともに、単身世帯の増加や頼れる家族、 親族がいない人の増加がみられる。当院でも 救急搬送で受け入れ後に身寄りがいないこと が明らかになることや、ご本人が認知症で意 思決定ができない状況となっていること、当 地域の介護施設入所中の方の身元保証・身 元引受等が不在となった等の事例が次第に増 え、対応に苦慮している実態がある。

厚生労働省は、2019年度「身寄りがいない 人の入院、および医療に係る意思決定が困難 な人への支援に関するガイドラン」を発出し た。身寄りがいない人への対応として、成年 後見制度などの活用が考えられるが、手続き に時間を要し、特に急性期医療においてはそ の間の対応に苦慮する実態がある。そこで、 多くの医療機関が求めている「身元保証・身 元引受等 | の機能や役割については地域での 取り組みが必要で、医療・介護従事者のみな らず、地域の行政、地域包括支援センター、 医療機関、介護施設・介護事業所、弁護士 等との連携が求められる。

#### 2.活動の方法

当地域では、2011年度、厚生労働省「在 宅医療連携拠点事業」の採択を受け、札幌 市豊平区 西岡・福住地区在宅医療連携拠点 事業推進協議会(通称:「とよひら・りんく」 http://www. toyohiralink.jp) を設立し、活 動をしている。

今回の「身寄りがいない人に関する対応の 検討」について、地域全体の「身寄りがいな

い人に関する対応の現状と課題」を把握した 上で、既存の合同会議の中で、それに関する 多職種協働のマニュアルや住民向けの冊子の 作成を中心に、行政、地域包括支援センター、 医療機関、介護施設・介護事業所、弁護士等 のご協力をいただき、当地域での対応システ ムの構築を図った。なお、新型コロナウイル ス感染症の感染拡大防止の観点からオンライ ン環境下による会議形式での開催を行った。

### 3.現状の成果・考察

①令和2年7月に13施設(病院・介護施設・ 地域包括支援センター等)・総数2934名につ いて、身寄りのいない人に関する現状の把握 を行った。当会独自に作成した「身元保証人」 「意思表示 | についての A ~ D のカテゴリー について調査を行った。認知症等が進行し、 A→Cに進むことはあるが、B・Dの場合は 身元保証人が不在であり、日用品・意思決定・ 医療同意・金銭管理・死後対応等の課題が 生じることが想定された。調査の結果、当地 域では約2%の方が身元保証に関する課題が あるという結果となった。

②法的理解を深める意味で、弁護士の講 演も行った。「身元保証人の役割とその機能 についいて~法律的立場から」と題してオン ラインで講演をしていただいた。参加者から は「成年後見制度の実情、意思決定の機能の 実践的なアプローチなど、法律家の立場を通 して知ることができて大変参考になりました 「4つの重要性(本人の意思・プロセス・記録・ 多職種連携) の理解を深めることができまし たしなどの声があった。

③当地域で対応した事例について、症例 報告も行った。地域包括支援センターの介入、 急性期医療機関への入院、施設入所等の一 連の連携について各担当者に報告をしていた だいた。参加者からは「困難事例のその後の 取り組み、様子がわかり、支援がつながって

	[		家族などの身元保証人	
身元保証人のこと			N &	បេខប
(原金の海路がに関すること の事金の海路に入ります。 等の大い方面を持入が海底ではいる場合でも、資本等がいる場合、治療等の内容によっては前族 等へという場合もおり得ますので、内容に選絡だこいでは事業に運じておきましょう。 の入り返還が出来るが実際が展開の利用の外に関すること こ本人の扱いこ本人以外の万への設備と開業が必要となることがありますので、季新に選 他にできましょう。	意思表示	できる	Α	В
		できない	С	D
(医療機関に入院・介護施設等に入所中に必要な物品の準備に関すること (意機関や介護施設等では、一部購入や貸し出しができるところや一部預り金などの対応を ているところもあるので、事前に確認しておきましょう。	「身元保証・身元引受		A·B·C·D	A · B · C · D
医療機関での入院費・介護施設等での入所費等に関すること 経費率をしている方の確認と保険証券の確認しておきましょう。	状況(A~D		( 有 月 日)	( # A B)
※選択・退所する時に は養養限からの避敗、介護施設等からの選所の際、次の生活権所についての相談や環境整 も、ご相談内容の引援や「身元保証・身元引受」の項目①~②の確認しておきましょう。	項 ①緊急の連絡先に関		対応者とその連絡先	対応者とその連絡先
※治療や人生の圏除段階における意思決定に関すること は像の方針や人生の最終段階をお迎えする場所(ご自宅が医療機関が介護施数など)については、繰り返し感し合いが必要とされています。主治医や医療ソーシャルワーカーなどに	②入能計画書、介護保険制度の 利用契約に関すること			
課題しながらいは、よか、下記の考え方が開発されています。 ・事態がは、人の意見である他には、その漢言意を考慮し、そんだ書の方をと らなた意思さする。 ・事態がは人の意思を表でする。 ・事態がは人の意思を表でする。 ・の意といるは、またとっての情報がであるたとつなるとできませて ・の意との話し、のからでは、表が対象がある。これで、これである。 ・事態がは、いいは、自己では他のでは、表が対象がある。これで、これでして、 ・事態がは、いいは、自己では誰様が可能を基づアデールに答める他では、よんだっての ・ ・事態がいるいは自己では誰様が可能を基づアデールに答める他では、よんだっての ・ このプロセスとないだけ、これでは、これでして、	③医療機関に入除・介護施設等に 入所中に必要な物品の準備に 関すること ④医療機関での入除費・介護施設			
	等での入所費等に関すること  ③退軌・退所支援に関すること			
※参毛原生物盤名 人生の義育的際における医療・ケアの決定プロセスに関するがイドライン 当地域では、医療・介護従事者のほか、弁護士等が加わった臨床倫理委員会での検討も必要 このにて行っています。	<ul><li>⑥治療や人生の無視器師における 業形決定に関すること</li><li>②(死亡時の)連体・温品の引き取り・ 弊循等に関すること</li><li>④その他(白毛、財産など)</li></ul>			
に応じて行っています。  「代工時の)選体・温品の引き取り・葬儀等に関すること 意味等的、ない場合の責体・進品の引き取り・葬儀等について、葬儀会社、宗教、死後委託発				
9の有無等、事前に確認が必要です。状況によっては成年後見人等、市町村、葬機会社との 等前に相談をしておきましょう。				



冊子「今から考えよう」

冊子「今から考えよう」 ACPサイクル

人生会難をご存じですか?

いることがわかった」「コロナ禍で対面の会 議が開催できない中において、ケアに関して 悩みを持つ多職種と情報共有できたことはと ても有意義でした」などの声があった。

④ 支援が可視化できるように対応マニュア ルとして「対応シート」を作成し、カンファレ ンス等で活用できるようにしたとともに、地 域住民向けとして、既存の冊子「自分らしく 生きるために | の一部修正、冊子 「今から考 えよう | の作成を行った。

#### 4. 今後の展望

今後も本会の継続やケーススタディー、症 例報告の要望は多く、地域課題であることを 認識した。具体的な対応策、解決策を地域 の関係職種で共有し、対応マニュアルの修正 を行うとともに、継続的に症例報告等を実施 し、活動を継続していきたい。